

## 5-5 施策の進め方

具体的な施策について、市民や事業者、関係機関とのパートナーシップのもと、地域特性に応じた方法を選択し、計画的に実施します。

### (1) 計画的な実施について

具体的な施策については、実施に向けて必要と考えられる期間や効果の発現時期などから、「早期に進める施策」と「効果を確認しながら進める施策」に区分します。

#### ● 「早期に進める施策」

多大な費用を伴わず、用地確保が容易にできる場所など、地域及び関係機関との合意を経た上で、条件が揃えば早期に施策の実施ができると考えられる施策です。

具体的には、自転車利用ルール・マナーの周知や啓発のように継続的に実施していくものや、施設整備のように喫緊の課題に応じて、順次実施していくものがあります。

#### ● 「効果を確認しながら進める施策」

主として民間による整備を支援する制度設計や、施策実施に向けた課題解決や地域及び関係機関との合意形成などにある程度時間を要する施策です。

具体的には、附置義務条例など制度の見直しや創設、道路空間の再配分などの施策があります。

	計画期間前	計画期間	計画期間後
早期に進める施策	一部実施	実施	継続実施
効果を確認しながら進める施策		検討	実施

図 5-20 施策の進め方の区分

## (2) 具体的施策の区分

(1) で示した施策の進め方の区分に基づき、具体的な施策の区分については、下表のとおりとします。

表 5-2 具体的な施策の区分

施策区分	具体的な施策の区分		
	自転車走行空間の明確化	総合的な駐輪対策の推進	ルール・マナーの効果的な周知と啓発
早期に進める施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車道の整備</li> <li>・路肩における走行空間の明示</li> <li>・歩道における走行空間の明示</li> <li>・自転車安全利用マップの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車駐車場等の駐輪場転用</li> <li>・未利用地での暫定駐輪場整備</li> <li>・歩道上を活用した駐輪場整備</li> <li>・放置禁止区域の拡大</li> <li>・駐輪場マップの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校を通じた継続的な自転車安全教育の実施</li> <li>・マナー推進地区の設定</li> <li>・自転車利用者に対する交通ルールの周知</li> <li>・自動車ドライバーに対する広報・啓発</li> <li>・ルール周知・マナー向上に関する販売店との協力</li> </ul>
効果を確認しながら進める施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バスレーンにおける走行空間の明示の検討</li> <li>・走行空間の確保に向けた既存道路施設の改修検討</li> <li>・道路空間の再配分による走行空間整備の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再開発に併せた公共駐輪場の整備</li> <li>・駐輪場の施設形態についての検討</li> <li>・駐輪場設置への支援・優遇</li> <li>・附置義務条例の見直し</li> <li>・共同駐輪場の整備支援</li> <li>・都市型レンタサイクルシステム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行者が多い地区での押し歩きの推奨</li> </ul>